

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当特例給付支給事由消滅処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年9月6日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）に基づく児童手当特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のとおり、本件処分の違法、不当を主張している。

親の所得で児童手当の支給停止は、「国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定した憲法13条が保障する「人権」と、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定した憲法25条の「生存権」と「国の社会的使命」に反する。

基礎的人的控除（配偶者控除・扶養控除・基礎控除）は、憲法25条の生存権を保障するための最低生活費控除である。最低生活費部分を課税の対象外におくという点は、憲法上の要請による不可侵の事項であり、学説及び判例により証明されている。

平成22年の税制改正により、子ども手当の創設とあいまって年少

扶養控除を廃止した。これによりこども手当が年少扶養控除の代替であり、「子どもの生存権」を保証するといえる。現児童手当はこども手当を継承しており、よって現児童手当に所得制限することは、子どもの「人権」、「生存権」および「社会的使命」に反している。

また当初こども手当の理念である、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという理念のもと実施するものであり、家計の収入の如何にかかわらず確実に支給されるよう所得制限を設けないこと」にも反している。なお、先進国の制度においても所得制限を設けないことが一般的であるため、日本は先進国の子育て政策とも逆行している。

更に、上記の決定は国際連合児童基金UNICEFの掲げる「子どもの権利条約」（日本も締結済）第2条「差別の禁止」に抵触する。

「子どもの権利条約」第2条では、保護者の収入で子どもを差別してはならないことが明記されている。にもかかわらず、申請人及び申請人の子どもは国と自治体から明らかに不平等な税配分と度を過ぎた応能負担による理不尽な経済的差別を受けてきた。

例えば・年少扶養控除：無・児童手当／特例給付：5000円→2022年6月から0円

そして、国による子供への経済的差別はこれだけでない。例えば・公立高校無償化：対象外・私立高校授業料補助：対象外・特定扶養控除：高校無償化対象外にも関わらず控除額の減額・大学の奨学金：申請の資格を有していない・高額医療費：月252,600円+ α

更に、この度の理不尽な所得制限による未来応援給付金10万円も支給対象外であった。累進課税で税負担が大きい世帯の子ども達をありとあらゆる子育て支援の給付から外すという制度は不公平である。子どものために頑張っていたことが却って子どもの権利（人権・生存権）を奪うような制度は絶対誤っている。子どもの権利平等の大原則を無下にし、税制面でも給付面でも経済的な逆差別を強いられている現制度に強い憤りを覚える。少子化待ったなしの今の日本で子育て支

援の国家予算を増額するべきなのに逆に子育て世帯から特例給付を取り上げて、他の子育て支援の財源（待機児童解消）に充てるという愚の骨頂としか言いようがない今回の決定は著しく子育て世帯への配慮を欠いた決定であり、立法府の裁量権の濫用による不当な決定と言わざるを得ない。よって処分の取り消しを強く求めると同時に納得のいく説明を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年10月 2日	諮問
令和5年11月24日	審議（第83回第4部会）
令和5年12月18日	審議（第84回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当

法4条1項1号は、児童手当は、同号イ又はロに掲げる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するものに支給すると支給要件を定めるが、法5条1項により、法4条1項の者の前年の所得が一定の額以上であるときは支給しないとされている。法5条1項の所得の範囲及びその額の計算方法は、同条2項により政令で定められる。

(2) 特例給付

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者であって、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等（法 5 条 1 項に規定するもの。以下単に「扶養親族等」という。）及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したもの（以下単に「児童」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、市町村（特別区を含む。）は所定の給付（特例給付）を行う旨を定める。特例給付を支給する者に係る所得上限額（法附則 2 条 1 項の括弧書きの部分）は、法改正により令和 4 年 6 月 1 日から新たに設けられた。

また、法附則 2 条 3 項は、同条 1 項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法等は、政令で定めるとする。

(3) 特例給付に係る所得の額、範囲及び計算方法

上記(2)の法附則 2 条 1 項に規定する政令で定める額について、児童手当法施行令（以下「法施行令」という。） 7 条は、扶養親族等及び児童がないときは 8 5 8 万円とし、扶養親族等又は児童があるときは 8 5 8 万円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき 3 8 万円を加算した額とするとしている。

また、法施行令 8 条は、法施行令 2 条の規定は法附則 2 条 1 項に規定する所得の範囲について、法施行令 3 条の規定は同項に規定する所得の額の計算方法について、それぞれ準用するとしている。

ア 法施行令 2 条の所得の範囲

法施行令 2 条は、法 5 条 1 項に規定する所得は、地方税法 5 条 2 項 1 号に掲げる市町村民税（特別区が同法 1 条 2 項の規定によって課する同法 5 条 2 項 1 号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とするとしている。

イ 法施行令 3 条の所得の額の計算方法

法施行令 3 条 1 項は、法 5 条 1 項に規定する所得の額は、その所

得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額（給与所得等から10万円を控除した額）等の額の合計額から8万円を控除した額とするとしている。

そして、法施行令3条2項は、前項に規定する市町村民税につき、医療費及び特別障害者の控除を受けた者については、当該医療費に相当する額及び特別障害者について1人につき400,000円を控除するものとしている。

(4) 現況の届出

児童手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）4条1項は、児童手当の受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した届出書（児童手当現況届）を市町村長に提出しなければならないとし、同条3項の規定により、令和4年6月1日から、市町村長は、同条1項の規定に基づき届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる、とされた。

法施行規則15条により、法施行規則4条1項から3項までの規定は、特例給付について準用される。

(5) 職権に基づく支給事由消滅の処理

ア 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（令和3年9月1日付府子本第884号内閣府子ども・子育て本部統括官通知による改正後のもの。以下「ガイドライン」という。）22条1項は、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて支給事由消滅についての処理をすることができるとし、その職権に基づく処理を行うことができる場合として、同項7号に、法5条1項の所得の額が児童手当の所得制限限度額（法附則2条1項の給付

の所得上限額を含む。)を超過した場合を挙げる。

ガイドラインは、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として合理的なものと認められる。

イ 法施行規則10条は、市町村長は、児童手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を児童手当の受給者に通知しなければならないとしている。

法施行規則15条により、法施行規則10条の規定は、特例給付について準用される。

2 本件処分についての検討

(1) 令和4年6月1日施行の法令等の改正により、同年6月分(同年10月支給分)から、特例給付を支給する者について所得上限額が設けられることになった。

処分庁が、請求人の令和4年6月1日の現況について、規則4条1項の規定により届け出られるべき書類の内容を公簿等によって確認したところ(1・(4))、請求人の令和3年中の所得額は13,028,588円(法定控除後)、扶養人数(扶養親族等及び児童)は0人であった。

特例給付に係る所得上限額は、扶養人数のない請求人の場合、8,580,000円とされているところ(1・(3))、処分庁が確認した請求人の前年の所得(13,028,588円(法定控除後))は、この所得上限額以上であった(児童手当に係る請求人の所得制限限度額6,220,000円以上でもある。))。

このため、処分庁は、請求人については同年5月31日に児童手当の受給資格が消滅したとして、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる(本件処分)。

(2) 以上のとおり、処分庁が請求人の令和4年6月1日の現況について公簿等を確認し、請求人の所得額が法令に定める所得上限額以上であることから、同年5月31日をもって請求人の受給資格を消滅させた本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされたものと

いえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、親の所得により児童手当の支給停止をするのは、子の人権、生存権及び国の社会的使命に反していると主張するほか、請求人及び請求人の子は国と自治体から明らかに不平等な税配分と度を過ぎた応能負担による理不尽な経済的差別を受けてきたとして、公立高校無償化等の各種制度において対象外となり、かつ、税制の優遇がないことに言及する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子